

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 20.6.4 第 169 回国会第 19 号

6月4日、第19回の委員会が開かれました。

1 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 69 号）

- ・舩添厚生労働大臣、岸厚生労働副大臣、西川厚生労働副大臣、伊藤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

富岡 勉君（自民）

- ・大規模な国立大学や医療機関において障害者の実雇用率が低い理由は何か。また、実雇用率の引上げに向けて、厚生労働省はこれまでどのような指導を行ってきたのか。
- ・今回の改正に伴い、障害者雇用率制度において短時間労働者を0.5人としてカウントすることになる。このような措置は、障害者の職業生活における自立を阻害することにつながるのではないか。
- ・障害者の雇用促進の画期的な対策となる可能性を持つ再生医療について、積極的な支援を行い早期実用化を図るべきと考えるが厚生労働大臣はどのように考えるか。

高鳥 修一君（自民）

- ・障害者権利条約の批准に向けて、労働・雇用分野における国内法の整備等が必要であると考え、厚生労働大臣の決意を伺いたい。
- ・障害者就業・生活支援センターの設置状況及び今後の整備予定はどうなっているのか。また、今後、センターの増設に併せて人材の確保や様々な支援が必要であると考え、政府の見解を伺いたい。
- ・障害者雇用の促進・安定に向けて、厚生労働大臣の意気込みを伺いたい。

高木 美智代君（公明）

- ・今回の法改正で障害者の派遣労働に対する障害者雇用率制度の適用の在り方の見直しを見送った理由は何か。また、今後どのように取り組んでいくのか。
- ・精神障害者を雇用義務の対象にするとともに、精神障害者の就労支援策の一層の充実が必要と考えるが、厚生労働省はどのように考えているのか。
- ・保護者等の希望に応じて、特別支援学校の卒業者が就労移行支援事業所を経由せずに就労継続支援 B 型を利用することを認めるべきではないか。

園田 康博君（民主）

- ・すべての公的機関における障害者雇用率の達成に向けて、どのように取り組んでいくのか。
- ・障害者就業・生活支援センター事業における障害種別定着率及び1年経過後の定着率を把握する必要があるのではないか。
- ・短時間労働者を雇用義務の対象とすることにより、フルタイム労働の障害者が短時間労働に移行させられるのではないかと危惧しているが、どのような対策を講じるのか。

郡 和子君（民主）

- ・原爆症認定訴訟の一刻も早い解決に向けて認定基準見直しの政治決断を行うべきと考えるが、厚生労働大臣の決意を伺いたい。
- ・障害者手帳のない発達障害者や難病患者等についても、特定求職者雇用開発助成金や法定雇用率の算定等の対象に含めることによって就労支援を行うべきではないか。
- ・障害者の継続的・安定的な就労促進のためには、職場のみならず通勤の介助を行う者に対する助成も充実させる必要があるのではないか。

内山 晃君（民主）

- ・年金記録問題について、厚生年金・船員保険旧台帳 1,466 万件の照合作業の進捗状況はどうなっているのか。また、最終的に作業はいつまでに完了するのか。
- ・障害者雇用納付金の納付義務対象企業を中小企業に拡大するに当たってどのような支援や負担軽減策を講じようとしているのか。また、達成企業の割合をどの程度上昇させることができると考えているか。
- ・障害者の職場定着を図っていくためには、高年齢者雇用継続給付のような給付金制度を創設すべきではないか。

山井和則君(民主)

- ・障害福祉サービスにおける短期入所の報酬については、来年4月の改定に際しても現行の単価を維持すべきではないか。
- ・今回の改正により、障害者の雇用が社会保険料負担のない短時間労働に移行することが危惧されることから、障害者について週20時間以上労働でも厚生年金や健康保険に加入できるようにすべきではないか。
- ・後期高齢者医療制度が導入された場合と老人保健制度が続いた場合とを比較して、若年者の負担はどちらが高くなるのか。

高橋千鶴子君(共産)

- ・先日、原爆症の新たな認定基準でも除外されるような被爆者を原爆症に認定すると大阪高裁の判決があった。すべての被爆者を一括して救済すべきではないか。また、新基準の見直しの有無について厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・交通機関の運賃割引制度等において精神障害者と身体障

2 議案の撤回許可に関する件

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(河村建夫君外5名提出、第168回国会衆法第19号)の撤回を許可することに、協議決定しました。

3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

- ・茂木委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。(賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民)

- 害者及び知的障害者とは区別されている。厚生労働省としての問題点を伺いたい。また、3障害に区別がなくてはならないことを厚生労働大臣が明言してほしい。
- ・精神障害者の雇用に前向きな企業が多いことから、国がイニシアチブを発揮して精神障害者の雇用施策を推進することが重要と考えるが厚生労働大臣の見解を伺いたい。

阿部知子君(社民)

- ・在外被爆者に手当を支給しなかったことでの損害賠償請求訴訟が最高裁判決で確定している。未提訴者に対する救済策への取組について厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・福祉的就労に従事していた障害者はハローワークで求職登録ができないこととなっているが、その理由を伺いたい。また、求職登録できるようにすべきと考えるが厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・障害の認定については医学的な側面で判断されているが就労能力に応じた認定制度を考えて障害者の雇用対策を考えていくべきと考えるが厚生労働大臣の見解を伺いたい。